

千葉地裁佐原支部管内への弁護士常駐型公設事務所 の設置に関する決議

2008年（平成20年）5月15日
千葉県弁護士会5月定期総会

【決議の趣旨】

千葉地裁佐原支部管内に佐原ひまわり基金法律事務所（仮称）を設置することを決議する。

【決議の理由】

1 はじめに

すでにご承知のとおり、弁護士の過疎・偏在に関する1996年5月の日弁連名古屋宣言を受けて、当会ではこれまで、各支部管轄地内だけではなく独立簡裁所在地である銚子・東金を始めとして、各地に13の法律相談センターを設置し、2006年3月には、県内に始めて銚子ひまわり基金公設事務所を開設するなど、弁護士過疎・偏在問題の解決のために努力してきたことは日弁連においても高い評価をいただいております。

しかしながら、このことで当会の過疎問題が解消されたわけではありません。日弁連の弁護士過疎の定義から言えば、各支部内の弁護士事務所数が10以下の地域は弁護士過疎ということになります（日弁連では各支部内の弁護士事務所数が3以下の地域を「第一種弁護士過疎」地域、4から10の地域を「第二種弁護士過疎」地域と呼んでいる）。2008年4月1日現在、全国のゼロ地域は2か所、ワン地域は22か所ありますが、当会では、佐原支部地域が該当します（なお、木更津地域も事務所数で言えば10以下なので第二種弁護士過疎地域ということになります）。日弁連は、今年度中にゼロワン地域の解消を目標としており、当会に対しても、佐原支部地域のワンを解消するよう強く要請しているところです。

また、現在弁護士増員問題に対して、弁護士過疎の観点から、批判的な論調も見られますが、その批判を真摯に受け止めつつも増員問題と過疎の問題とはリンクしないということを明らかにする意味でも、佐原に公設事務所を設置することは有意義であると考えます。弁護士過疎・偏在問題の究極的解消は、「いつでも、どこでも、誰でも相談できる」そして「受任してもらえる（解決できる）」状況なくしては達成されません。その解消に向けて、銚子に引き続き、佐原にひまわり基金公設事務所を設置することが当会には求められているのです。

2 なぜ公設事務所なのか。

現在佐原には、法律相談センターが開設されています。しかしながら、法律相

談センターと公設事務所の違いは明白です。公設事務所には弁護士が常駐しているということです。曜日・時間に関係なく、市民は法律相談を受けることが出来るようになるのです。更に重要なことは、事件が受任できるようになるということです。相談だけならばできるが受任となると遠方で躊躇するということもなくなるからです。別に公設事務所でなくても、どなたか弁護士が過疎地に事務所を開設して弁護士活動をしてくれるのであれば、会員の会費によって賄われているひまわり基金を使って、あえて公設事務所を開設する必要はありません。弁護士に相談したい人、事件を依頼したい人がいながら弁護士事務所がない（誰も事務所を開設したがない）過疎地域だからこそ、公設事務所を設置する意味があるのです。弁護士は、市民に対し、弁護士による法的サービスを提供すべき責務があります。そのためには、法律事務所が全国に適正に配置され、市民がいつでも誰でも容易にアクセスできる状態を整備する必要があります。公設事務所は、弁護士の過疎・偏在問題解消にとってもっとも有力な対策の一つなのです。このような状況の中で、今回、当会で2か所目の公設事務所を設置することが求められております。

3 なぜ「佐原」なのか。

皆さんご存知のとおり、現在、千葉県においては弁護士ゼロの支部はありません。しかしながら、弁護士の過疎・偏在問題が解消されているわけではありません。館山は、現在2名となりましたが、佐原支部は相変わらず1名です。

佐原は、千葉県の北東部に位置し、利根川を挟んで茨城県と隣り合っています。佐原は利根川水運の発達により米の集散地として栄えた商業と農業の町です。古くから、水郷地帯の中心地として発展したことから、佐原には、千葉地裁佐原支部と佐原簡易裁判所が設置されています。そのためか佐原にはいわゆるサラ金業者の支店が置かれています。サラ金業者の支店があることから、多数の過払い案件が存在することが予想されますが、十分な対応ができる状況にないのが現状です。また、水戸地裁麻生支部にも近接していることから、隣の茨城県からの相談、依頼も予想されます。

そこで、法律相談センターでは当会における過疎地型公設事務所の第2号を「佐原」に選定した次第です。『いつでも、どこでも、誰にでも弁護士へのアクセスを確保する』ためにも、「佐原ひまわり基金公設事務所（仮称）」開設を認めていただきたいと思います。

なお、佐原は平成18年3月27日、佐原市、小見川町、山田町、栗源町が合併して香取市になっています。

4 開設手順について

具体的な開設手順は別紙「銚子ひまわり基金公設事務所 開設手順について」の記載のとおりです。

以上